

令和8年1月20日 支部研修資料

<無料相談会> 予約制

◇提出

必要書類をまとめる、決算書・医療費明細作成、送信 スマホ申告対応  
2024年申告から、移動せず申告まで完結になりました

◇申告書

押印不要(R3年申告より) 申告書A廃止(令和5年より)

区分(収入金額事業⑦⑧、不動産⑨の区分2)

電子帳簿保存…1 会計ソフト…2 複式簿記…3 複式簿記以外…4 不明…5

区分(給与④)

給与850万超で23歳以下の扶養親族 or 特別障害者…1

給与と公的年金が両方あり、公的年金等の雑所得10万超…2

1と2の両方…3

区分(雑業務⑤)

現金主義…1

区分(雑その他⑦)

個人年金保険収入…1 暗号資産…2 個人年金と暗号資産の両方…3

◇所得金額

所得金額調整控除(R2年から、源泉徴収票の所得金額と申告書が違くなる)

区分⑥…特定支出控除を受ける場合、明細書の区分番号を記載

給与所得控除額…早見表から 195万円で頭打ち(R2年から)

55万円→65万円(R7年から)

公的年金等控除額…計算式 R2～公的年金以外の所得1,000万以上別算式(R2年から)

公的年金等控除額は改正・変更なし

シルバー人材は雑所得(公的年金、給与等ある場合は別紙明細で控除額計算)

青色申告特別控除額 65万→55万(e-taxか電子帳簿保存で65万)(R2年から)

雑所得で収支内訳書添付…2年前の雑所得の収入金額1,000万円以上

◇所得控除(基礎控除改正)

医療費(セルフメディケーションと通常医療費控除は選択適用)

配偶者・扶養…所得と年齢確認、配偶者特別控除(平成30年改正あり) 16歳未満  
障害者(配偶者控除が所得制限でとれなくても、同居特別障害者は障害者控除あり)

社会保険・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金 寄附金控除

## 基礎

所得 132 万以下…95 万円

336 万以下…88 万円

489 万以下…68 万円

655 万以下…63 万円

2,350 万以下…58 万円

(所得 2,350 万超～48 万 2,400 万超～ 32 万 2,450 万超～ 16 万 2,500 万超～ 0)

※住民税の基礎控除は 43 万円に変更なし

ひとり親 従前の特寡婦(男女問わず、未婚も可) 寡婦(所得 500 万超は適用なし)

## 特定親族特定控除(R7 年から)

特定親族(19 歳以上 23 歳未満)の配偶者特別控除のようなもの

大学生年齢で、所得 58 万超 123 万以下まで親が控除を受けられるイメージ

## ◇税額

税額表変更 4,000 万円超 45%(平成 27 年から)

(復興特別所得税)2.1%→合計(平成 25 年から令和 19 年まで)

端数処理は 50 欄で 100 円未満切り捨て(還付は△つけて切り捨てない)

## ◇その他

還付の場合…還付口座 納付の場合…振替でなければ納付書、QR コード等

振替納税は税務署ごと(住所の下に振替継続希望に○で可)

## ◇所得要件

株、配当も申告すると所得判定に影響する、退職金は申告しなくても影響

(所得税と住民税で異なる申告方式選択不可 R5 年から)

合計所得金額(1/2 後・繰越控除前)…扶養(58 万)、特定親族特別(123 万)

配・配特(58・133 万、本人 1,000 万)

寡婦・ひとり親(本人 500 万)、住取(本人 2,000 万)

基礎

<複雑なもの、特殊なもの>

◇配当所得(平成 26 年より、上場株式等も源泉 15.315%+住民税 5%)

上場株式 申告不要(1 回ごと、源泉徴収口座は口座ごと。還付・配当控除なし)

申告…申告分離(譲渡損失と通算) 総合課税(配当控除)

未上場 申告不要(少額配当のみ)  
申告…総合課税(配当控除)

NISA 口座 配当を現金受け取りや銀行口座振り込みの場合源泉される  
(配当非課税は「株式数比例配分方式」の受け取りのみ) R6 改正あり

◇上場株の譲渡損失と配当の損益通算

※譲渡が2つ以上あれば、譲渡内通算が先→配当と通算  
※特定口座で譲渡損、配当ありの場合、内部通算されて配当の源泉が0

◇寄附金

ふるさと納税(寄付金控除のみ)…二表「都道府県、市区町村分への寄附」欄  
※除外市町村あり(住民税で「共同募金、日赤、その他」欄)  
ワンストップ特例の方も、確定申告する場合は全寄付で寄付金控除  
政党等・認定NPO・公益社団法人等…税額控除と選択(税率45%以外は税額控除)

◇損失申告

事業の損だけの場合など…所得金額マイナスで四表つけなくてもOK  
前年の損失を本年で差し引く申告は「その他 62」欄に記載  
(四表を使う場合は「その他 62」欄は書かない)  
特定非常災害 5年繰越控除 別表4付表1～付表3

◇準確定申告

相続人が複数いる場合、  
「死亡した者の 年分の所得税の確定申告書付表」を作成する  
(相続人全員の署名が必要 R3年から押印不要)  
※令和2年分から e-tax 可

◇更正の請求

期間の確認(申告義務なしは、提出日から5年以内)  
令和4年分以降新様式(正しい金額だけ記載) 令和6年分は定額減税あり  
古い年度は当時の税法に注意(税率、所得控除、給与所得控除額)  
基礎控除改正(12/1 施行)のため、それ以前の準確定申告は更正の請求をする

◇公的年金等の申告不要

公的年金等の収入金額400万以下、その他の所得20万以下  
「地方税連絡用」のゴム印

平成 27 年から、源泉されない公的年金等(外国のもの等)は申告不要不可  
無料相談 P C では申告不要になる場合送信しないよう注意してください

◇措置法 35 の 2

平成 21 年取得の土地→平成 27 年以降に譲渡 1,000 万控除

平成 22 年取得の土地→平成 28 年以降に譲渡 1,000 万控除

※先行取得の事業用の繰延は措置法 37 の 9 の 5

◇健康保険

23 区 40 歳未満 基礎 66 万・支援 26 万 (92 万)

40～64 歳 基礎 66 万・支援 26 万・介護分 17 万 (109 万)

65～74 歳 基礎 66 万・支援 26 万 +介護保険料

◇後期高齢

東京都 75 歳～ 均等割(47,300×人数)+所得割(9.67%) (80 万)

◇国民年金

2024 年 1～3 月 16,980 円 4～12 月 17,510 円

一括前納(口座振替) 205,720 円

一括前納 206,390 円

毎月引き落とし(2024 年 11 月～2025 年 10 月) 207,470 円

毎月納付(2024 年 1～12 月) 208,530 円

◇消費税

事業・不動産所得・雑の申告…消費税の申告の検討・確認

(不動産所得で課税売上割合が低いケース等、ほぼ 2 割特例対象者は 2 割特例が良さそう)

青色決算書の記載欄あり

youtube の広告収入…不課税取引(課税事業者選択して還付の可能性あり)

◇贈与税

直系尊属からの贈与、その他で税率変更(平成 27 年から)

◇マイナンバー

番号の記載…本人分、扶養親族・専従者

本人確認(確認は本人のみ、扶養親族等は確認不要)

添付書類(マイナンバーカード写 or 通知カード写+写真つき身分証)

◇利子所得の確定申告(28年から)

特定公社債等の利子(国債利子、公社債利子、中期国債ファンド受益権など)

→申告分離課税(原則申告不要、申告選択可)

国外のもの、同族法人の一般公社債等の利子でその同族法人の役員が受け取るもの

→総合課税

◇暗号資産(仮想通貨)

含み益は課税されない 法定評価方法…総平均法

他のものに交換した際に課税(売買、交換、商品購入)

雑所得総合課税 F X等の分離と通算不可 雑内通算可

暗号資産の計算書(国税庁HP excel ファイル)

◇源泉徴収税額の納付届出書

源泉徴収税額の内書き金額の追加還付を受ける手続き

◇確定申告の閲覧

税務代理権限証書ではだめ、委任状

◇外国税額控除

◇倒産防止共済(明細添付あり)

◇基礎控除の改正での注意点

給与合計で

110 万までだと住民税も非課税

123 万までだと、配偶者が配偶者控除をとることができます

160 万まで所得税が 0 円になります(配偶者が配偶者特別控除を満額とれます)

201.6 万円までだと、減額されますが配偶者が配偶者控除をとれます

特定親族特別控除

ひとり親控除は生計を一にする子の所得金額 58 万超で対象外になるため注意

所得税が 0 円の申告が増えるが、住民税が減るので医療費控除等を検討する

## 緊急情報

### 国税庁をかたるフィッシング (2024/05/22)

✕ ポスト

2024年05月22日

#### 概要

国税庁をかたるフィッシングの報告が増えています。

#### メールの件名

税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】  
税務署からのお知らせ【e-Tax個人アカウントの登録確認に関する重要なお知らせ】  
e-Tax税務署からの【未払い税金のお知らせ】

【督促状】滞納した税金がございます。

【重要】滞納した税金がございます。

【税務署】未払い税金のお知らせ。

【税務署】未払い税金のお知らせ（自動配信メール）

【重要】国税電子申告・納税システム

※上記以外の件名も使われている可能性があります。

#### 詳細内容

国税庁をかたるフィッシングの報告が増えています。

- 2024/05/22 10:00 時点では、フィッシングサイトは稼働中であり、JPCERT/CC にサイト閉鎖のための調査を依頼中です。類似のフィッシングサイトが公開される可能性がありますので、引き続きご注意ください。
- このようなフィッシングサイトにて、氏名（漢字、カナ）、郵便番号、都道府県市区町村、番地、建物名、電話番号、カードに記載された名前、カード番号、有効期限、支払い方法、セキュリティコード、納付手続き完了メール（アドレス）等を、絶対に入力したりアップロードしないよう、ご注意ください。
- 日頃から個人情報やクレジットカード情報の入力を要求された場合は、入力する前に一度立ち止まり、似たようなフィッシングや詐欺事例がないかを、確認するようにしてください。
- フィッシングメール対策には迷惑メールフィルターが有効です。  
ほとんどのメールサービスでは迷惑メールフィルターが利用できるため、大量のフィッシングメールが届いている場合は、迷惑メールフィルターの設定が有効になっているか、確認して下さい。
- 類似のフィッシングサイトやメール、SMS を発見した際には、フィッシング対策協議会（info@antiphishing.jp）までご報告ください。【報告方法】はこちら

#### 【参考情報 1】

国税庁: e-Taxを装った不審なメール等にご注意ください

[https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics\\_hushinmail.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_hushinmail.htm)

#### 【参考情報 2】

Vプリカ:【お客様への注意喚起】国税庁を騙る未払い請求の案内について

[https://vpc.lifecard.co.jp/vpreca\\_assets/pdf/20220816\\_01.pdf](https://vpc.lifecard.co.jp/vpreca_assets/pdf/20220816_01.pdf)

#### メール・SMSの文面例

国税庁より重要なお知らせです。  
あなたが納税すべき国税等につきましては、いまだ納められていません。

▼以下のリンクをクリックし、記載されている方法で速やかに金額を、  
<https://kokuzei.noufu.0000.com/input/id=0000>

また既に金融機関等で納税された場合も必ずご連絡ください。期限までに納税の確認ができない場合、(国税滞納法37条)により財産を差し押さえる場合があります。緊急を要する場合には差押えを執行することがあります。  
○指定期限: 2024年05月17日  
この期限までに納税の確認ができない場合には差押えが執行されます。

(連絡事項) の部分のリンク

納付金合計: 3,000円 <https://kokuzei.noufu.0000.com/input/id=0000> など

納付期限: 2024年5月17日

最終期限: 2024年5月27日 (支払期日の延長不可)

※本メールは、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは迷惑メールの防止のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁  
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (法人番号7000012050002)

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

メール文面の例

e-Tax 国税電子申告/納税システム

●●●●

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。

あなたの滞納税と納付金について、これまで自動的に納付されるよう設定していましたが、まだ納付されておらず、最終期限までに納付がない場合、税法により不動産、自動車などの登記簿財産や給料、売掛金などの差押えに着手致します。

納税滞り番号: \*\*\*\*4520

滞納金合計: 5,000円

納付期限: 2024/5/21

最終期限: 2024/5/21 (支払期日の延長不可)

お支払いへ の部分のリンク

<https://p.sube.0000.net/?token=0000> など

※本メールは、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは迷惑メールの防止のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁  
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved. 2024

メール文面の例

【重要】国税電子申告・納税システム

あなたが納税すべき国税等につきましては、いまだ納められていません。以下のリンクをクリックし、記載されている方法で速やかに金額を

▼お支払いはこちら の部分のリンク

<https://sig.0000.net/> など

また既に金融機関等で納税された場合も必ずご連絡ください。期限までに納税の確認ができない場合、(国税滞納法37条)により財産を差し押さえます。なお、指定期限にかかわらず、緊急を要する場合には差押えを執行することがあります。

○指定期限: 2024年5月21日まで

この期限までに納税の確認ができない場合には差押えが執行されます

(連絡事項)

滞納金合計: 21,237円

最終期限: 2024年5月21日 (支払期日の延長不可)

※本メールは、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。

なお、本メールアドレスは迷惑メールの防止のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元: 国税庁  
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

メール文面の例

#### フィッシングサイトの例

ニュース

報告書類

消費者の皆様へ

サービス事業者の皆様へ

フィッシング対策協議会  
について

国税庁をかたるフィッシング (2022/09/20)

[https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta\\_20220920.html](https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta_20220920.html)

国税庁をかたるフィッシング (2022/08/23)

[https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta\\_20220823.html](https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta_20220823.html)

国税庁をかたるフィッシング (2022/08/15)

[https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta\\_20220815.html](https://www.antiphishing.jp/news/alert/nta_20220815.html)



「情報を入力してしまった」等、その後の対応方法は「[よくあるご質問](#)」をご参照いただき、  
入力した情報に応じてご対応ください。

#### ▶ サイトのURL

<https://kokuzei.noufu●●●●.com/>

<https://jp.uber●●●●.net/>

<https://is●●●●.net/>

<https://slg●●●●.net/>

<https://xk●●●●.net/>

- ※上記以外のドメイン、URL も使われている可能性があります。
- ※ URL にパスやパラメータが付いていることがあります。
- ※ 「●●●●」部分は伏字化しており、実際の URL とは異なります。

#### この情報は役に立ちましたか？

回答 必須

はい

いいえ

#### ご意見

こちらはご意見・ご感想用のフォームです。

本フォームにいただいたコメントへはご返信することができません。

返信をご希望の方は「お問い合わせ」をご利用ください。

「情報を入力してしまった」等、その後の対応については「よくあるご質問」に記載している内容をご参考にしてください。

入力内容は暗号化されて送信されます。

# 国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を  
求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL への  
アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら  
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp>



## 納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

令和7年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、

**令和8年3月16日(月)**です。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

納付手続  
を調べる



### (1) キャッシュレス納付

#### ① 振替納税

事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法です。

##### ● 新規でご利用する方

令和7年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替納税のお申込み期限は、

**令和8年3月16日(月)**です。

振替納税のご利用に当たっては、上記期限までにオンライン(e-Tax)又は書面で「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出する必要があります。

※ 書面で提出する場合は、この手引きの45ページに必要事項を記入の上、所轄税務署又は金融機関へ提出してください。

※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

##### ● 既にご利用している方

振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合は、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。

※ 転居等により所轄税務署が変わった方については、7ページをご確認ください。

##### ● 口座振替日

令和7年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替日は、

**令和8年4月23日(木)**です。

確実に引落しができるよう、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないか等をご確認ください。なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用できます。

#### ② ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法です。ダイレクト納付の利用には、初回のみ事前にオンライン(e-Tax)又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。

※ 「ダイレクト納付利用届出書」を提出しただけでは、納付は完了していません。後日、ダイレクト納付が使用できるようになりましたら、e-Taxのメッセージボックスに「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、納付を行う場合は、メッセージが格納された後に、改めて納付手続を行っていただく必要があります。

具体的な手続  
方法はこちら



#### ③ インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法です。

#### ④ クレジットカード納付

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。

※ 納付の際には、別途、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

※ 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

#### ⑤ スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法です。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

### (2) キャッシュレス納付以外

#### ① コンビニエンスストアでQRコードによる納付

国税庁ホームページから、ご自身で納付情報のQRコードを作成し、コンビニエンスストアにて現金で納付する方法です。

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

#### ② 金融機関又は税務署の窓口で現金による納付

金融機関や税務署の窓口にて現金や小切手で納付する方法です。

納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

※ 税金の延納について(➡29ページ)

## 還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます(➡30ページ)。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [所得税（確定申告書等作成コーナー）](#)

/ [令和7年分のスマホ申告に関するマニュアル](#)

## 令和7年分のスマホ申告に関するマニュアル

「確定申告書等作成コーナー」でのスマホ申告に関するマニュアル・入力例などの情報を提供しています。

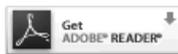
PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合は、[こちら](#)をご覧ください。

番号	令和7年分確定申告関係
1	・ <a href="#">スマホ申告ご利用ガイド（簡易版）～マイナンバーカードでe-Tax～</a> （PDF/2,317KB）
2	・ <a href="#">スマホ申告ご利用ガイド（詳細版）</a> （PDF/15,143KB）
3	・ <a href="#">特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例</a> （PDF/6,022KB）
4	・ <a href="#">土地や建物を譲渡（売却）してその譲渡所得を申告する場合の入力例</a> （PDF/7,310KB）

- ・ [マイナポータルと連携した所得税確定申告手続について詳しくはこちら](#)

<参考> [贈与税のマニュアル](#)

- ・ [スマートフォンを使用した贈与税申告書作成方法](#)（PDF/3,426KB）



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [所得税（確定申告書等作成コーナー）](#) / [令和7年分のスマホ申告に関するマニュアル](#)

### 税の情報・手続・用紙

- ・ [税について調べる](#)
- ・ [申告手続・用紙](#)
- ・ [納税・納税証明書手続](#)
- ・ [税理士に関する情報](#)
- ・ [お酒に関する情報](#)
- ・ [税の学習コーナー](#)

### 刊行物等

- ・ [パンフレット・手引](#)
- ・ [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- ・ [出版物](#)
- ・ [統計情報](#)
- ・ [点字広報誌「私たちの税金」](#)

## 法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

## お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

## 国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署・税務大学校等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開・個人情報の保護](#)

## 利用者別情報

- [個人の方](#)
- [法人の方](#)
- [源泉徴収義務者の方](#)

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 （法人番号7000012050002）

 [所在地情報](#)

[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項](#) [著作権](#) [プライバシーポリシー](#)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [専門用語集](#)

## 専門用語集

この専門用語集では、タックスアンサー（よくある質問）で使用されている用語を説明しています。

令和7年4月1日現在法令等

**用語一覧** [総所得金額等](#) [合計所得金額](#) [同一生計配偶者](#) [控除対象配偶者](#) [老人控除対象配偶者](#)  
[源泉控除対象配偶者](#) [扶養親族](#) [控除対象扶養親族](#) [特定扶養親族](#) [老人扶養親族](#) [同居老親等](#)  
[特定親族](#) [国外居住親族](#) [源泉控除対象親族](#)

### 総所得金額等

次の（1）と（2）の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額（※2）です。

（※1） 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

（※2） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

（1） 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（2） 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

### 合計所得金額

次の（1）と（2）の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額（※2）です。

（※1） 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。

（※2） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

（1） 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（2） 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

## 同一生計配偶者

その年の12月31日（納税者が年途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国（※1）の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる方をいいます。

（※1） 出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しないこととなることをいいます。

- （1） 民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。）。
- （2） あなたと生計を一にしていること。
- （3） 年間の合計所得金額が58万円以下<sup>（注）</sup>（令和2年分～令和6年分は48万円以下、令和元年分以前は38万円以下）であること（※2）。

（※2） その配偶者の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が123万円以下<sup>（注）</sup>であることとなります。

（4） 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

（注） 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「[令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）](#)（PDF/1,225KB）」をご確認ください。

## 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

## 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

## 源泉控除対象配偶者

あなたの合計所得金額が900万円以下である場合における、あなたと生計を一にし、合計所得金額が95万円以下（令和元年分以前は85万円以下）である配偶者（※）をいいます。

（※） その配偶者の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が160万円以下<sup>（注）</sup>である配偶者となります。

（注） 令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用される金額です。

なお、青色事業専従者として給与の支払を受けている方や白色事業専従者を除きます。

## 扶養親族

その年の12月31日（納税者が年途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国（※1）の時）の現況で、次の4つの要件のすべてに当てはまる方をいいます。

（※1） 出国とは、納税管理人の届出をしないで国内に住所および居所を有しないこととなることをいいます。

- （1） 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- （2） 納税者と生計を一にしていること。
- （3） 年間の合計所得金額が58万円以下<sup>（注）</sup>（令和2年分～令和6年分は48万円以下、令和元年分以前は38万円以下）であること

(※2)。

(※2) 上記(1)に該当する方の所得が給与所得だけの場合は、給与収入が123万円以下<sup>(注)</sup>であることとなります。

(4) 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと。

(注) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「[令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）](#)」をご確認ください。

## 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

ただし、令和5年分以後の所得税においては、非居住者である扶養親族については、次に掲げるいずれかに該当する方に限り、控除対象扶養親族に該当します。

- (1) その年12月31日現在の年齢が16歳以上30歳未満の方
- (2) その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方
- (3) その年12月31日現在の年齢が30歳以上70歳未満の方であって次に掲げるいずれかに該当する方
  - イ 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方
  - ロ 障害者の方
  - ハ あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

## 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

## 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

## 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、あなたや配偶者との同居を常としている方（※）をいいます。

(※) 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

## 特定親族

あなたと生計を一にしている親族または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の方をいいます。

## 国外居住親族

非居住者（国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人）である親族をいいます。

なお、確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除、特定親族特別控除<sup>(注)</sup>または障害者控除の適用を受ける場合には、次の《令和5年分以後》または《令和4年分以前》の区分に応じ、それぞれに掲げる書類およびの添付等が必要です。

(注) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用される控除です。施行日前の適用関係などについては、「[令和](#)

[7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）](#)をご確認ください。

《令和5年分以後》

(1) 扶養控除に係る書類

イ 16歳以上30歳未満または70歳以上の国外居住親族

「親族関係書類」および「送金関係書類」

ロ 30歳以上70歳未満の国外居住親族

(イ) 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方

「親族関係書類」、「送金関係書類」および「留学ビザ等書類」

(ロ) 障害者の方

「親族関係書類」および「送金関係書類」

(ハ) あなたからその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

「親族関係書類」および「38万円送金書類」

(注) 上記(イ)から(ハ)のいずれにも該当しない30歳以上70歳未満の国外居住親族については、扶養控除の適用はありません。

(2) 配偶者（特別）控除、特定親族特別控除<sup>(注)</sup> または障害者控除に係る書類

(注) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分の所得税から適用される控除です。施行日前の適用関係などについては、[「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）」](#)をご確認ください。

「親族関係書類」および「送金関係書類」

《令和4年分以前》

「親族関係書類」および「送金関係書類」

## 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

① 控除対象扶養親族

② 居住者と生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）または都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人

なお、青色事業専従者として給与の支払を受けている方や白色事業専従者を除きます。

(注) 公的年金等の受給者が提出する「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載する源泉控除対象親族は、合計所得金額が85万円以下の人に限ります。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / [専門用語集](#)

### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

### 刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1800 パート収入はいくらまで所得税がかからないか

## No.1800 パート収入はいくらまで所得税がかからないか

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

所得税

### 概要

配偶者の収入がパート収入だけの場合、所得税に関して次の3つのことが問題になります。

#### 配偶者本人の所得税の問題

パートにより得る収入は、通常給与所得となります。給与所得の金額は、年収から給与所得控除額を差し引いた残額です。給与所得控除額は最低65万円(注1)ですから、パートの収入金額が160万円以下(注1)（給与所得控除額65万円に所得税の基礎控除額95万円を加えた金額）で、ほかに所得がなければ所得税はかかりません。

(注1) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「[令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）](#)」をご確認ください。

(注2) 令和2年分から令和6年分までは上記の「給与所得控除額」は「最低55万円」、「基礎控除額」は「48万円」、令和元年分以前は、上記の「給与所得控除額」は「最低65万円」、「基礎控除額」は「38万円」ですから、パートの収入金額が103万円以下で、ほかに所得がなければ所得税はかかりません。

#### 配偶者控除の問題

配偶者の合計所得金額が58万円以下(注1)であれば、納税者本人は、所得税の配偶者控除を受けることができます。つまり、配偶者の収入がパート収入だけの場合、その収入が123万円以下(注1)であれば給与所得控除額の65万円(注1)を差し引くと所得金額は58万円以下となり、配偶者控除が受けられるということになります。

(注1) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「[令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）](#)」をご確認ください。

なお、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。

(注2) 令和2年分から令和6年分までは、配偶者の年間の合計所得が48万円以下、令和元年分までは、配偶者の年間の合計所得金額が38万円以下であれば配偶者控除を受けられます。また、給与所得控除額は最低55万円（令和元年分までは65万円）です。

したがって、配偶者のその年分の給与収入が103万円以下であれば、給与所得控除額55万円（令和元年分までは65万円）を差し引くと、合計所得金額が48万円（令和元年分までは38万円）以下となり、配偶者控除が適用されます。

## 配偶者特別控除の問題

所得税の[配偶者特別控除](#)が受けられる所得金額についての要件は次の2つです。

(1) 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(注) 控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合、900万円を超え950万円以下の場合、950万円を超え1,000万円以下の場合で、配偶者特別控除の最高額が異なります。

(2) 配偶者の合計所得金額が58万円(注1)を超え133万円以下であること。(注2)

このことから、(1)の要件に該当する場合には、配偶者のパート収入が123万円を超え201万6千円未満で、ほかに所得がなければ、[配偶者特別控除](#)を受けることができます。

配偶者特別控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額により異なり、納税者本人の合計所得金額や配偶者の合計所得金額が増えるに従い、段階的に少なくなっています。

(注1) 令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「[令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）](#)」をご確認ください。

(注2) 令和2年分から令和6年分までは、上記(2)の配偶者の合計所得金額が「48万円を超え133万円以下」、平成30年分から令和元年分までは、上記(2)の配偶者の合計所得金額が「38万円を超え123万円以下」、であることが要件となっています。

## 根拠法令等

所法2、28、83、83の2、86、措法41の16の2

## 関連リンク

◆パンフレット・手引き

・[確定申告書等の様式・手引き等](#)

◆各種様式

・[申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧（申告所得税）](#)

◆[確定申告書等作成コーナー](#)

画面の案内に沿って金額等を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。

必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

## 関連コード

1190 [配偶者の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか](#)

1810 [家内労働者等の必要経費の特例](#)

1191 [配偶者控除](#)

1195 [配偶者特別控除](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1810 家内労働者等の必要経費の特例

## No.1810 家内労働者等の必要経費の特例

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

所得税

### 概要

事業所得または雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として65万円まで（令和2年分から令和6年分までは55万円。以下同じです。）認められる特例があります。

（注）家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

#### 家内労働者等の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が65万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が65万円まで認められます。

#### 家内労働者等に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得および雑所得の実際にかかった経費の合計額が65万円未満のときは、上記「家内労働者等の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額」と同様に必要経費が合計で65万円まで認められます。この場合には、65万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

#### 家内労働者等による所得のほか、給与の収入金額がある場合

- 給与の収入金額が65万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- 給与の収入金額が65万円未満のときは、65万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

このため、給与の収入金額から控除する給与所得控除額が65万円以上ある場合（つまり、給与の収入金額が65万円以上ある場合）には、この特例の適用はありません。

## 対象者または対象物

家内労働者等

## 注意事項

(1) 特例の必要経費額は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。

(2) この特例に該当する所得しかない人で、その年の総収入金額が160万円以下の場合、総所得金額が基礎控除額の95万円以下となりますので、本人に所得税は課されません。また、その年の総収入金額が123万円以下の場合、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

(注) 令和2年分から令和6年分までは基礎控除額が48万円（令和元年分までは、基礎控除額が38万円）となり、家内労働者等の必要経費の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（令和元年分までは65万円）であることから、その年の総収入金額が103万円以下の場合、総所得金額が基礎控除額の48万円（令和元年分までは38万円）以下となりますので、本人に所得税は課されず、また、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

なお、控除を受ける扶養者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。

(3) 上記「家内労働者等に事業所得および雑所得の両方の所得がある場合の控除額」、「家内労働者等による所得のほか、給与の収入金額がある場合」に該当する方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を使用されると便利です。

(4) 令和7年分の場合は、令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用される金額です。施行日前の適用関係などについては、「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）」をご確認ください。

## 根拠法令等

所法2、27、35、83、84、措法27、措法41の16の2、措令18の2

## 関連リンク

### ◆パンフレット・手引き

・ 確定申告書等の様式・手引き等

### ◆各種様式

・ 申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧（申告所得税）

・ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

### ◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額等を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。

・ 確定申告書等作成コーナーで家内労働者等の必要経費の特例の適用を受ける場合の入力方法

## QAリンク

Q 家内労働者等の事業所得又は雑所得とそれ以外の所得がある場合

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1310 利息を受け取ったとき(利子所得)

## No.1310 利息を受け取ったとき(利子所得)

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

所得税

### 概要

利子所得とは、預貯金および公社債の利子ならびに合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

### 所得の金額の計算

利子等の収入金額（源泉徴収される前の金額）が、そのまま利子所得の金額となります。

### 税額の計算方法

利子所得は、原則として、その支払を受ける際、利子所得の金額に一律15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の税率を乗じて算出した所得税・復興特別所得税が源泉徴収され、これにより納税が完結する源泉分離課税の対象となり、確定申告をすることはできません。

ただし、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等（注）の利子等については、その支払を受ける際に税率15.315パーセント（他に地方税5パーセント）により所得税・復興特別所得税が源泉徴収されるとともに、税率15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の申告分離課税の対象となりますが、確定申告しないことも選択できます。

なお、確定申告においてこれらのいずれかを選択した後は、修正申告や更正の請求において、この選択を変更することはできません。

（注）特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。

また、特定公社債以外の公社債の利子のうち、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる一定の株主およびその親族等が支払を受けるものは、総合課税の対象となります。

そして、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（法人との間に発行済株式等の50パーセント超の保有関係がある個人等）およびその親族等が支払を受

けるものも総合課税の対象となります。

(注1) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに所得税の額の2.1パーセントの復興特別所得税が源泉徴収されます。

(注2) 平成25年から令和19年までの各年分は、復興特別所得税として基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）の2.1パーセントを所得税と併せて申告・納付することになります。

(注3) 特定公社債等の利子等を含む上場株式等の配当等の課税関係については、[コード1331「上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度」](#)を参照してください。

## 利子所得の非課税制度

利子所得には、次のような非課税制度があります。

### (1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度

この非課税制度には、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（いわゆるマル優）、障害者等の少額公債の利子の非課税制度（いわゆる特別マル優）があり、それぞれの元本の額が350万円までの利子等について非課税とされます。

これらの制度を利用できる人は、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族年金を受け取ることができる妻である人など、一定の要件に該当する人に限られています。

なお、障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は、郵政民営化に伴い廃止されました。

ただし、郵政民営化前に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期（または解約）までの間、引き続き非課税とされています。

(注) 郵政民営化後（平成19年10月1日以後）においては、郵便貯金の利子については、障害者等のマル優の適用対象とされています。

### (2) 勤労者財産形成住宅貯蓄および勤労者財産形成年金貯蓄の利子非課税制度

勤労者財産形成促進法に基づくいわゆる**財形住宅貯蓄**、**財形年金貯蓄**について、両方の貯蓄の元本の額の合計が550万円までの利子等について非課税とされます。

この制度を利用できる人は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者で一定の要件に該当する人に限られています。

[詳細はこちら](#)

## 非課税とされる利子

納税貯蓄組合預金の利子、納税準備預金の利子やいわゆる子供銀行の預貯金等の利子については、非課税とされています。

## 根拠法令等

所法9、10、23、181、182、郵政民営化整備法附則97、措法3、3の4、4～4の3、5、8の4、8の5、9の3の2、財形法2、6、納税貯蓄組合法8、復興財確法13、28、平成25改正法附則19、令和3改正法附則16

## 関連リンク

◆パンフレット・手引き

・[確定申告書等の様式・手引き等](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1331 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

## No.1331 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

所得税

### 概要

上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受ける上場株式等の配当等を除きます。以下同じです。）については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができます。

なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになります（総合課税を選択した場合については、[コード1330「配当金を受け取ったとき\(配当所得\)」](#)を参照してください。）。

また、申告分離課税の税率は、20.315パーセント（所得税および復興特別所得税15.315パーセント、地方税5パーセント）の税率が適用されます。

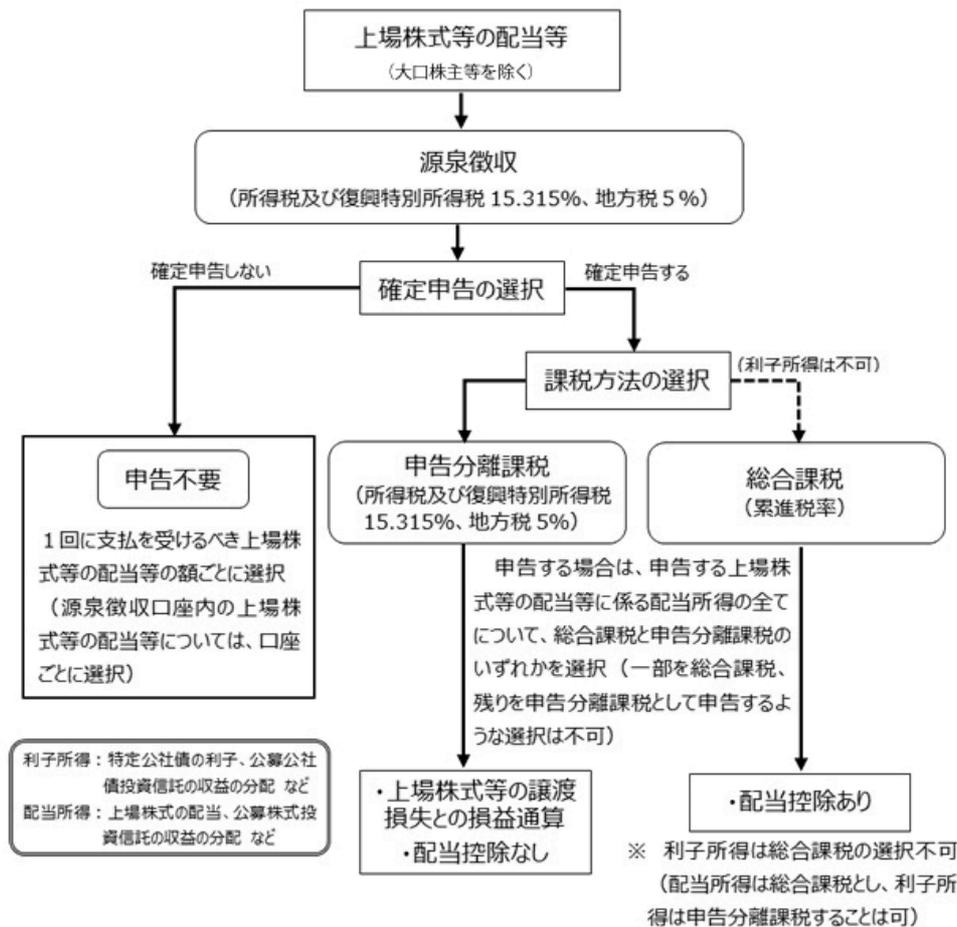
（注1）平成25年から令和19年の各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納税することになります。

（注2）平成28年以後に支払を受ける特定公社債等の利子等を申告する場合には、その利子の金額は、すべて、上記の税率による申告分離課税の対象とされますが、確定申告不要制度により申告しないこともできます。

（注3）大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当である場合を除きます。）を選択することはできません。なお、令和5年10月1日以後に支払われる上場株式等の配当等については、その支払いを受ける方およびその支払いを受ける方を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（株式等保有割合）が3パーセント以上となる場合、その支払われる配当等については、大口株主等と同様、総合課税の対象となります。

### 内容

上記「概要」の内容を含め、平成28年以後の上場株式等の配当等の課税関係は、以下の図のとおりとなります。



(注1) 確定申告において上記のいずれかを選択した場合は、その後、修正申告や更正の請求において、その選択を変更することはできません。

(注2) 大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、総合課税の対象となり、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当である場合を除きます。）を選択することはできません。なお、令和5年10月1日以後に支払われる上場株式等の配当等については、その支払いを受ける方およびその支払いを受ける方を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（株式等保有割合）が3パーセント以上となる場合、その支払われる配当等については、大口株主等と同様、総合課税の対象となります。

## 上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等を除きます。）の源泉徴収

15.315パーセント（他に地方税5パーセント）の税率により所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われます。

なお、大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等は、20.42パーセントの税率により所得税および復興特別所得税の源泉徴収が行われます。

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける配当等については所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

## 配当控除の適用

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

## 上場株式等に係る譲渡損失がある場合

上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額

から控除することができます（当該上場株式等の配当所得等の金額を限度とします。）。

## その他

上場株式等の配当等に関する課税関係の主な部分を整理すると、次のとおりです。

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進税率	所得税 15.315% 地方税 5%	
配当控除	あり(※1)	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる (※2)	合計所得金額に含まれない

(注) 平成25年から令和19年の各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納税することになります。

※1 外国法人から受ける配当等、特定目的信託に係る配当等、特定目的会社から支払を受ける配当等、投資法人から支払を受ける配当等、特定受益証券発行信託の収益の分配に係る配当等などは、配当控除の対象となりません。詳しくは、[コード1250「配当所得があるとき\(配当控除\)」](#)を参照してください。

※2 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

## 根拠法令等

所法24、措法8の4、8の5、9、9の3、37の12の2、復興財確法13、28

## 関連リンク

### ◆パンフレット・手引き

- ・ [確定申告書等の様式・手引き等](#)
- ・ [株式等をお売りになった場合](#)

### ◆各種様式

- ・ [申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧（申告所得税）](#)

### ◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額等を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

### ◆関連する質疑応答事例《所得税》

- ・ [確定申告で申告しなかった上場株式等の利子及び配当を修正申告により申告することの可否](#)

## 関連コード

# 個人住民税における寄附金税額控除の対象寄附金

寄附金の区分	所得税		個人住民税
	所得控除	税額控除	
1 国に対する寄附金	○	—	×
2 地方団体に対する寄附金	○	—	○ [ ふるさと納税 ]
3 指定寄付金(公益を目的とする事業を行う法人(国立大学法人等)又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)	○	—	○ (※3)
4 特定公益増進法人に対する寄附金	○	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>都道府県・市区町村が 条例で指定すれば ○</p> </div>
① 独立行政法人	○	—	
② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設定及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	○	—	
③ 自動車安全運転センター、日本司法支援助センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	○	—	
④ 公益社団法人・公益財団法人(旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等を含む(平成25年11月までの経過措置))	○	○ (※1)	
⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	○	○ (※1)	
⑥ 社会福祉法人	○	○ (※1)	
⑦ 更生保護法人	○	○ (※1)	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	—	○
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(平成25年11月までの経過措置)	○	—	○
7 NPO法人に対する寄附金	○	○	○
① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (※平成23年度改正前は国税庁長官が認定)	○	○	○
② ①以外のNPO法人	×	—	—
8 政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	○ (※2)	×

(※1) PST要件と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金

(※2) 政党及び政治資金団体にに対する寄附金

(※3) 住所地の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金

令和6年9月26日

## ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、ふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,740	1,740
計	1,788	1,786	1,786

※1 指定対象期間：令和6年10月1日～令和7年9月30日

※2 申出書の提出がなかった団体：東京都、兵庫県洲本市

（連絡先）自治税務局市町村税課  
担当：長谷川、山西、小林  
電話：03-5253-5669（直通）

令和7年9月26日

## ふるさと納税指定制度に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間に係るふるさと納税の対象となる地方団体を以下のとおり指定したので、お知らせいたします。

区分	全団体数	うち指定の申出書 提出団体数	うち指定団体数
都道府県	47	46	46
市区町村	1,741	1,739	1,735
計	1,788	1,785	1,781

- ※1 指定の申出書の提出がなかった団体は、東京都、長野県須坂市及び岡山県吉備中央町です。
- ※2 指定の申出書提出団体数には、本日指定の取消しを公表した岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市及び熊本県山都町を含みますが、これらの団体については、地方税法の規定により取消しの日から2年間は指定を受けることができません。

（連絡先）自治税務局市町村税課  
担当：鳴田、山西、加藤  
電話：03-5253-5669（直通）

## 国民健康保険 医療費のお知らせ（医療費通知）

医療費のお知らせ（医療費通知）は、医療費の総額等をお知らせすることにより、ご自身の健康と医療に関する理解を深めていただくほか、保険医療機関等から請求された医療費が、保険料を財源とする収入より適正に支出されたかを皆様にも確認していただくことを目的としてお送りするものです。（本通知を受け取ったことによる手続きはありません）

この通知に、国民健康保険で受診された保険診療による医療費の総額（10割）のほか、受診者名、受診年月、受診した医療機関等を記載して、加入者ごと（15歳未満の方のあて名には「保護者あて」と併記）に送付します。通知の発送を希望されない場合は、国保・年金課保険給付までお申し出ください。

令和元年度発送分から、確定申告時の医療費控除に対応した通知をお送りしていますが、医療機関等からの請求が遅れている場合など、医療費通知に記載されない医療費があるケースもあるため、**医療機関等の領収書は大事に保管してください。**

### 通知の送付日

令和7年2月3日

(補足) 令和6年12月末時点で世田谷区国民健康保険に加入されている方にお送りします。

## 対象の受診期間

令和5年11月から令和6年10月までの保険診療分（1年分）

## 通知の内容

1. 受診年月
2. 受診者名
3. 医療機関等の名称
4. 入院・通院・歯科・調剤・訪看・柔整の別
5. 入院・通院の日数
6. 医療費の額
7. 支払った医療費（自己負担相当額）
8. 入院時食事療養費
9. 入院時食事負担額

## マイナポータルで医療費通知情報の閲覧ができます

マイナポータルで令和3年9月診療分以降の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。

毎月11日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。1年間分の医療費通知情報は例年、原則2月9日に申告年分の1月から12月までの情報が一括で取得可能となります。詳しくは[マイナポータル](#) をご覧ください。

(注意)

- マイナポータルに記載の医療費通知情報には、接骨院などの柔道整復等の療養費は含まれません。
- 医療費通知情報の作成時点等の違いにより、当区作成の医療費通知に記載された医療費情報と異なる場合があります。

## マイナポータルを活用した医療費控除の自動入力が可能です

令和3年分所得税の確定申告から医療費控除の手続きにおいて、マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力が可能になりました。

※令和3年1月から8月までの診療分に係る医療費については、下記の「医療費通知を利用した医療費控除の申告について」に記載があるように、当区作成の医療費通知や領収書などが必要になります。

詳しくは、[マイナポータル連携特設ページ](#) をご覧ください。

### 医療費通知を利用した医療費控除の申告について

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料として使用することができます。支払った医療費欄の金額は、自己負担相当額が記載されていますので、実際に医療機関等に支払った額と異なる場合（公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成など）は訂正してください。また、医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示した場合は、自己負担限度額が記載されている場合があります。

ただし、医療費控除の対象となる診療で、本通知に記載のないものがあつた場合は領収書等でご確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。（医療機関等からの請求が遅れた場合は、医療費通知に記載されないことがあります。）

なお、掲載される対象の受診期間は令和6年10月までとなるため、令和6年11～12月分に医療機関で診療された場合は領収書等でご確認の上、「医療費控除の明細書」を作成してください。

申告者自身が医療費通知に必要な事項を補完記入した場合、その補完記入した欄に対応する医療費の領収書については、申告者が確定申告期限等から5年間保存する必要があります。

## (注意)

- 令和6年11～12月分の医療費通知を個別に発行することはできません。
- 確定申告の添付に伴う医療費通知の修正方法、医療費控除に関するお問い合わせは、管轄の税務署へお願いします。

## 関連リンク

- [国民健康保険](#)
- [税金についての窓口のご案内](#)
- [デジタル庁：マイナポータルについて](#)
- [国税庁：「医療費控除の明細書」の様式](#)
- [国税庁：医療費控除を受けられる方へ](#)

## お問い合わせ先

保健福祉政策部 国保・年金課 保険給付

電話番号：03-5432-2349

ファクシミリ：03-5432-3038

区役所第2庁舎2階26番窓口

**世田谷区** 法人番号 1000020131121

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話番号 03-5432-1111（代表）

ファクシミリ 03-5432-3001（広報広聴課）

Copyright © Setagaya City. All rights reserved.

## 保険料の計算方法

保険料には、加入者の所得に応じて負担する所得割額と、加入者一人ひとりが均等に負担する均等割額があり、合算したものが健康保険料になります。また、所得割額の料率や均等割額、世帯の最高限度額については、年度ごとに見直しされます。

なお、保険料の納付義務は住民票上の世帯主にあり、住民票上の世帯の加入者分を合算してのお支払いになります。

## 令和7年度国民健康保険料早見表・試算ツール

早見表・試算ツールでは、令和6年中の所得（令和6年1月1日から同年12月31日までの所得）から、令和7年度国民健康保険料の年額（令和7年4月から令和8年3月までの12か月分）の概算が確認できます。確認にあたっては、源泉徴収票や確定申告書など令和6年中の所得がわかるものをご用意ください。

（注意）早見表・試算ツールの保険料は、概算の保険料です。実際の保険料とは異なる場合がありますので、目安としてご利用ください。また、お使いの環境によってご利用できない場合があります。

[令和7年度国民健康保険料早見表（PDF：609KB）](#)

[令和7年度国民健康保険料試算ツール（エクセル：943KB）](#)

## (参考) 令和7年度国民健康保険料率等の前年比

令和7年度と令和6年度の保険料比較表

		令和7年度	令和6年度	差額
基礎分 (医療分)	均等割	47,300円	49,100円	1,800円 ↓
	所得割	7.71%	8.69%	0.98% ↓
	最高限度額	660,000円	650,000円	10,000円 ↑
後期高齢者 支援金分	均等割	16,800円	16,500円	300円 ↑
	所得割	2.69%	2.80%	0.11% ↓
	最高限度額	260,000円	240,000円	20,000円 ↑
介護分	均等割	16,600円	16,500円	100円 ↑
	所得割	2.25%	2.36%	0.11% ↓
	最高限度額	170,000円	170,000円	変更なし
最高限度額合計		1,090,000円	1,060,000円	30,000円 ↑

(参考) 国民健康保険料率等前年比表 (過年度) (エクセル: 23KB)

# 国民健康保険料の構成

以下の三つの区分で構成されています。また、各区分の内訳は所得割額と均等割額の合算です。

## 国民健康保険料の構成区分について

区分	内訳	保険料が発生する加入対象者
基礎分 (医療分)	所得割額	<b>0歳から74歳まで どなたも保険料が発生します</b> (注意1) 所得割額と均等割額の合算です。 (注意2) 前年の所得がない方は均等割額がかかります。
	均等割額	
後期高齢者 支援金分	所得割額	
均等割額		
介護分	所得割額	<b>40歳から64歳までの方は 国民健康保険料に含んで保険料が発生します。</b> (注意1) 所得割額と均等割額の合算です。 (注意2) 前年の所得がない方は均等割額がかかります。
	均等割額	

1. 基礎（医療）分保険料は、国保財政の基礎財源です。国保加入者のどなたも支払う保険料です。
2. 支援金分保険料は、後期高齢者医療制度への支援金です。国保加入者のどなたも支払う保険料です。
3. 介護分保険料は、40歳から64歳の方が（国民健康保険料に含んだかたちで）支払う介護保険料です。

### （注意）

年間保険料は、基礎（医療）分と後期高齢者支援金分と介護分の合計金額です。

基礎分、支援金分、介護分は一体となっていますので、別々に納めることはできません。

保険料の納付義務は住民票上の世帯主にあり、世帯内で合算してお支払いいただきます。住民票上の世帯が同じであれば、必ず合算になり、個人ごとに納めることはできません。ご家庭内での調整をお願いいたします。

## 39歳までの方

1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料の合計金額が年保険料になります。

### 年度の途中で40歳になる方

40歳になる月（1日が誕生日の方はその前月）分から、1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料に加えて3.介護分保険料が発生します。年度の途中で増額変更の納入通知書をお送りします。

## 40歳から64歳の方

1.基礎分保険料、2.後期高齢者支援金分保険料、3.介護分保険料の合計額が年保険料になります。

（注意）3.介護保険料は、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の方）の方が対象です。

### 年度の途中で65歳になる方

65歳になる月の前月（誕生日が1日の方はその前々月）分までの介護分保険料が掛かります。65歳になる月の前月（誕生日が1日の方はその前々月）分までの介護分保険料を月割で計算し、その年度の支払いの全体にならしています。このため、介護保険課から通知

する65歳分の介護保険料とはお支払いの時期は重なりますが、加入期間は重複していません。

## 65歳から74歳の方

1.基礎分保険料と2.後期高齢者支援金分保険料の合計額が年保険料になります。

### 年度の途中で75歳になる方

4月から75歳の誕生日の前月までの基礎分の保険料と支援金分の保険料を計算します。

## 保険料の計算方法

国民健康保険料は**基礎（医療）分、支援金分、介護分の三つの区分の合計**です。また、各区分の中で**所得割額と均等割額に分かれています**。

世帯の合算保険料を算出するには各区分毎に下表の「加入者全員の賦課基準額の合計額」と「加入者数」に数字を当てはめると計算できます。なお、各区分毎に合算し、最高限度額を超過した場合、計算した額ではなく最高限度額がその区分の世帯保険料額になります。

### 令和7年度世帯の国民健康保険料の計算方法（世帯合算）

区分	所得割額	均等割額
1. 基礎（医療）分	加入者全員の賦課基準額の合計額 ×7.71%×加入月数÷12	加入者数 ×47,300円×加入月数÷ 12

	(世帯最高限度額66万円)	
1. 支援金分	加入者全員の賦課基準額の合計額 ×2.69%×加入月数÷12	加入者数 ×16,800円×加入月数÷ 12
	(世帯最高限度額26万円)	
1. 介護分	40歳～64歳の方の賦課基準額の合計額 ×2.25%×該当月数÷12	40～64歳の方の加入者数 ×16,600円×該当月数÷ 12
	(世帯最高限度額17万円)	

**(注意)**

令和5年度、令和6年度の世帯の国民健康保険料の計算式については、下記添付ファイル「(過年度)国民健康保険料の計算方法」をご参照ください。

[\(過年度\)国民健康保険料の計算方法 \(PDF: 255KB\)](#)

## 賦課基準額について

賦課基準額とは、所得割額を計算するもとなる額です。

**国民健康保険料賦課基準額 = 前年の所得額 (注釈1) - 住民税基礎控除43万円 (注釈2)**

**(注釈1)**

ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となります。この所得額には、分離課税となる各所得、山林所得を含みます。給与所得および公的年金所得における所得金額調整控除、分離課税所得における特別控除がある場合は、それぞれ控除後の金額を用います。雑損失の繰越控除は適用しません。

**(例)**

- 事業所得＝事業収入-必要経費
- 給与所得＝給与等の収入金額-給与所得控除額
- 雑所得＝次のアとイの合計額
  - ア 公的年金等の収入金額-公的年金等控除額
  - イ 雑収入（公的年金等除く）-必要経費

（注釈2）

住民税基礎控除43万円（一部例外あり）のみ引くことができます。

他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は適用されません。

**国民健康保険料賦課基準額に含まれる主な所得は以下のとおりです。**

- 給与所得（事業専従者給与等を含む）
- 雑所得（公的年金所得を含む）
- 利子所得
- 配当所得
- 不動産所得
- 事業所得（営業・農業等）
- 譲渡所得（土地、建物、ゴルフ会員権等）
- 株式等に係る譲渡所得
- 一時所得
- 山林所得

（注意）

- 繰越損失等がある場合は、その控除後の金額となります。（雑損失を除く。）
- 障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得（退職後に年金として受け取る場合を除く）等は、賦課基準額算定対象には含まれません。また、株式等の取引の際、源泉徴収ありの特定口座を選択し、確定申告をしなかった場合の株式等の所得は、賦課基準額算定対象に含みません。

## 世帯の最高限度額について

令和7年度の保険料には、世帯の1年間分として基礎分66万円、支援金分26万円、介護分17万円の最高限度額が定められています。保険料の計算の結果、すべての区分で最高限度額を超えた場合は、それぞれの最高限度額の組み合わせがその世帯の保険料となります。

世帯の最高限度額 92万円（介護分を含んだ世帯の最高限度額 109万円）

## 年度や月の途中で国保加入・脱退したとき

年度や月の途中で加入・脱退したときは、月割りで計算します。月末日に国保の資格があれば、その月の保険料は国保で納付します。日割りはありません。

（注意1）加入者ひとりずつで計算して、合算したものが世帯の加入後・脱退後の年保険料です。

（注意2）保険料が限度額を超過している世帯は以下の計算では算出ができないことがあります。

## 年度途中に国保へ加入した方の保険料

保険料は届出日からではなく、**国保の資格が発生した月分**から納付します。国民健康保険加入の届出が遅れてしまった場合、国保の資格が発生した月まで遡って保険料がかかります。

保険料は月単位となり、月の途中から加入した場合でも日割り計算にはなりません。月の末日に国保に加入していれば、その月の保険料を納付します。

（注意1）保険料は届出月の翌月（または当月）から3月までで均等に分けて納付します。

(注意2) **国保の資格が発生した月**は下記の日が属する月のことを指します。

例) 社会保険の喪失日、転入日、生活保護廃止日、世帯分離日、世帯合併日

(注意3) 介護保険料は40歳になる月(1日が誕生日の方はその前月)分(該当した月分)から掛かります。

例) 10月1日が誕生日の場合は9月分から掛かります。

例) 10月2日が誕生日の場合は10月分から掛かります。

## 年度の途中で加入したときの算出方法(一人ずつ算出します)

年保険料 = 基礎分年保険料 + 後期高齢者支援金分年保険料 + 介護分保険料

基礎分年保険料 × 加入した月から3月までの月数 ÷ 12

後期高齢者支援金分年保険料 × 加入した月から3月までの月数 ÷ 12

介護分保険料 × 該当した月から3月までの月数 ÷ 12

## 年度途中に国保を脱退した方の保険料

年度途中に国保を脱退(喪失)した方については、**国保の資格を喪失した月の前月まで**遡って保険料を再計算し、保険料の金額に変更があった場合、加入期間分の支払いが残っていた場合は納入通知書を、還付があれば還付充当決定通知書をお送りします。

(注意) **国保の資格を喪失した月**は下記の日が属する月のことを指します。

例) 社会保険の取得日、転出日、生活保護開始日、世帯分離日、世帯合併日

例) 社会保険の資格を10月1日に取得した場合、国民健康保険保険料は9月分まで掛かります。

(注意) **65歳になる年の介護保険料**は、65歳になる月の前月(誕生日が1日の方はその前々月)分までが掛かります。

例) 誕生日が10月1日の場合は8月分まで掛かります。

例) 誕生日が10月2日の場合は9月分まで掛かります。

## a.世帯全員が脱退したとき

国保の資格を喪失した月（脱退した月）の前月分までの保険料を再計算します。再計算の結果、不足があるときは、資格を喪失した月以降も保険料を納付することがあり、納入通知書をお送りします。なお、過払いが生じた場合は、還付があれば還付充当決定通知書をお送りします。

## 年度の途中で脱退したときの算出方法（一人ずつ算出します）

年保険料＝基礎分年保険料＋後期高齢者支援金分年保険料＋介護分保険料

基礎分年保険料×加入した月から脱退した月の前月までの月数÷12

後期高齢者支援金分年保険料×加入した月から脱退した月の前月までの月数÷12

介護分保険料×該当した月から該当しなくなった（もしくは脱退した）月の前月までの月数÷12

## b.世帯の一部が脱退したとき（加入者が残るとき）

世帯の年間保険料を再計算します。再計算の結果、残りの保険料を、脱退届を行った翌月（または当月）から翌年3月までで調整し、変更後の納入通知書をお送りします。

（注意）世帯の保険料が最高限度額を超える場合、加入人数が減少しても、保険料が変わらない場合があります、その場合は納入通知書は発行されません。

## 添付ファイル

- [令和7年度国民健康保険料早見表（PDF：609KB）](#)
- [令和7年度国民健康保険料試算ツール（エクセル：943KB）](#)
- [（過年度）国民健康保険料の計算方法（PDF：255KB）](#)
- [（過年度）国民健康保険料の計算方法（テキスト：2KB）](#)
- [国民健康保険料前年比表（エクセル：23KB）](#)

## 非課税制度

個人の住民税は本来、その地域に居住する人たちで広くその市区町村の費用を負担するものとされています。

しかし、所得を得ることができなかった人などに対して、住民税を課税しないという、非課税の制度があります。

## 所得割も均等割もかからない方

### 令和2年度まで

1. その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 障害者、未成年者、寡婦、寡夫の方で前年中の合計所得金額が125万円以下（給与収入になおすと、204万4千円未満）の方
3. 前年中の合計所得金額が次の項目の金額以下の方
  - 扶養親族等のいない場合 35万円
  - 扶養親族等のいる場合  $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 21万円$

### 令和3年度以降

1. その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方

2. 障害者、未成年者、ひとり親、寡婦の方で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入になおすと、204万4千円未満）の方
3. 前年中の合計所得金額が次の項目の金額以下の方
  - 同一生計配偶者及び扶養親族がいない方 45万円
  - 同一生計配偶者または扶養親族がいる方でかつ、次の計算式で得られた金額以下の方  
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数 (年少扶養含む)} + 1) + 31万円$   
計算方法については、[「区税ガイドブック第3章住民税について」](#) (PDF: 3,377KB) をご覧ください。

## 所得割がかからない方

### 令和2年度まで

前の年の総所得金額等が次の項目の金額以下の方

扶養親族等のいない場合 35万円

扶養親族等のいる場合  $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 32万円$

### 令和3年度以降

前の年の総所得金額等が次の項目の金額以下の方

扶養親族等のいない場合 45万円

扶養親族等のいる場合  $35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養親族等の数}) + 42万円$

(注意) 扶養親族等 納税者と生計を一にする、合計所得金額が48万円（令和2年度までは38万円）以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいいます。

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合（住宅借入金等特別控除）

## No.1211-1 住宅の新築等をし、令和4年以降に居住の用に供した場合 （住宅借入金等特別控除）

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

所得税

### 概要

個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの新築、取得または増改築等（以下「取得等」といいます。）をし、令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下、その取得等に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を、居住の用に供した年分以後の各年分の所得税額から控除（住宅借入金等特別控除）することができます。この特例は、以下のとおり、住宅等の区分および居住年に応じて、借入限度額や控除期間が異なります。

なお、このコードでは、住宅を新築または建築後使用されたことのないものの取得（以下「新築等」といいます。）した場合の内容について説明しています。

※以下の表は住宅を新築等した場合の借入限度額、控除期間等となります。

区 分		居住年			
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
認定住宅等	認定長期優良住宅	5,000万円 【13年間】		4,500万円【13年間】 ※子育て世帯・若者夫婦世帯 5,000万円【13年間】	
	認定低炭素住宅				
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円 【13年間】		3,500万円【13年間】 ※子育て世帯・若者夫婦世帯 4,500万円【13年間】	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円 【13年間】		3,000万円【13年間】 ※子育て世帯・若者夫婦世帯 4,000万円【13年間】	
その他の住宅		3,000万円 【13年間】		0万円(2,000万円) 【10年間】(注)	
控除率		全期間 一律 0.7%			
所得要件		合計所得金額 2,000万円以下 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 1,000万円以下)			
床面積要件		50㎡以上 (特例居住用家屋・特例認定住宅等 ⇒ 40㎡以上50㎡未満)			

(注) 新築等のその他の住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、借入限度額を2,000万円として10年間の控除が受けられます。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築等をし、令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合についての情報や一定の期間内に住宅の取得等に係る契約を締結し令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合についての情報は、[コード1212「住宅の新築等をし、令和3年までに居住の用に供した場合\(住宅借入金等特別控除\)」](#)または[コード1213「認定住宅の新築等をし、令和3年までに居住の用に供した場合\(住宅借入金等特別控除\)」](#)を参照してください。

また、各用語の説明については次の「[用語の説明](#)」を、特例の要件については下記「[控除の適用を受けるための要件](#)」を、それぞれ参照してください。

## 用語の説明

種類	説明
認定住宅	認定長期優良住宅および認定低炭素住宅をいいます。
認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当するものとして証明がされたものをいいます。
認定低炭素住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するものとして証明がされたものをいいます。
ZEH水準省エネ住宅	認定住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
省エネ基準適合住宅	認定住宅およびZEH水準省エネ住宅以外の家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋（断熱等性能等級4以上および一次エネルギー消費量等級4以上の家屋）に該当するものとして証明がされたものをいいます。
認定住宅等	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅をいいます。
小規模居住用家屋	床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の居住用家屋をいいます。
特例居住用家屋	小規模居住用家屋で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいいます。
特例認定住宅等	小規模居住用家屋で令和7年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた認定住宅等をいいます。
その他の住宅	認定住宅等に該当しない住宅をいいます。
特例対象個人	個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

注) 年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、居住年の12月31日（これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。

## 災害に関する措置

災害によりマイホームが被害を受けた場合は、一定の要件の下、以下の特例の適用を受けることができますので、それぞれのリンク先を参照してください。

(1) 災害により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合

・ [コード8013「災害により被害を受けたときの住宅借入金等特別控除の適用期間の特例等」](#)

(2) 東日本大震災によって（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合

・ [東日本大震災により被害を受けられた個人の方へ（住宅借入金等特別控除の特例）](#)

(3) 東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合

・ [東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係）](#)

・ [東日本大震災に関する税制上の追加措置について（平成24年度及び平成25年度の税制改正による所得税（譲渡所得関係を除く）の追加措置）](#)

## 対象者または対象物

### 対象者

住宅ローン等を利用してマイホームの新築等をした方

### 控除の適用を受けるための要件

個人が住宅を新築等した場合で、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるのは、次の要件を満たすときです。

### 共通の適用要件

次のすべての要件を満たす必要があります。

番号	適用要件
1	住宅の新築等の日から6か月以内に居住の用に供していること。
2	この特別控除を受ける年分の12月31日まで引き続き居住の用に供していること。 (注) 個人が死亡した日の属する年にあつては、同日まで引き続き住んでいること。
3	次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。 (1) 下記(2)以外の場合 イ 住宅の床面積(注1)が50平方メートル以上であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。 □ この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、2,000万円以下であること。 (2) 特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合 イ 住宅の床面積(注1)が40平方メートル以上50平方メートル未満であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。 □ この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、1,000万円以下であること。
4	10年以上にわたり分割して返済する方法になっている新築等のための一定の借入金または債務（住宅とともに取得するその住宅の敷地の用に供される土地等の取得のための借入金等を含みます。）があること（注2）。
5	2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。
6	居住年およびその前2年、その後3年の計6年間（令和2年3月31日以前の譲渡の場合は、居住年およびその前後2年の計5年間）に次に掲げる譲渡所得の課税の特例の適用を受けていないこと。 (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の3①）

	(2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35①） (注) 被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除（措法35③）により適用する場合を除きます。 (3) 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2） (4) 財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の5） (5) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の5）
7	住宅の取得（その敷地の用に要する土地等の取得を含みます。）は、その取得時および取得後も引き続き生計を一にする親族や特別な関係のある者からの取得でないこと。
8	贈与による住宅の取得でないこと。

(注1) 床面積の判断基準は、次のとおりです。

- 1 床面積は、「登記事項証明書」に表示されている床面積により判断します。
- 2 マンションの場合は、階段や通路など共同で使用している部分（共有部分）については床面積に含めず、登記事項証明書上の専有部分の床面積で判断します。
- 3 店舗や事務所などと併用になっている住宅の場合は、店舗や事務所などの部分も含めた建物全体の床面積によって判断します。
- 4 夫婦や親子などで共有する住宅の場合は、床面積に共有持分を乗じて判断するのではなく、ほかの人の共有持分を含めた建物全体の床面積によって判断します。

ただし、マンションのように建物の一部を区分所有している住宅の場合は、その区分所有する部分（専有部分）の床面積によって判断します。

(注2) 一定の借入金または債務とは、例えば銀行等の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、勤務先などからの借入金や独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、建設業者などに対する債務です。ただし、勤務先からの借入金の場合には、無利子または0.2パーセントに満たない利率による借入金はこの特別控除の対象となる借入金には該当しません。また、親族や知人からの借入金はすべて、この特別控除の対象となる借入金には該当しません。

詳しくは、[コード1225「住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローン等」](#)を参照してください。

## 住宅等の区分に応じた適用要件

認定住宅等については、その区分に応じて次の適用要件を満たす必要があります。

認定住宅等の区分	適用要件	
認定長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条第1項に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき証明がされたものであること。	
認定低炭素住宅	低炭素建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当することにつき証明がされたものであること。
	低炭素建築物とみなされる特定建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第12条に規定する認定集約都市開発事業により整備された特定建築物に該当することにつきその個人の申請に基づきその家屋の所在地の市町村長または特別区の区長により証明されたものであること。
ZEH水準省エネ住宅	エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき証明がされたものであること。	
省エネ基準適合住宅	エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき証明がされたものであること。	

## 居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の新築等である場合の適用要件

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の新築等については、以下の適用要件を満たす必要があります。

その他の住宅の区分	適用要件
下記以外のその他の住宅 (床面積が50平方メートル以上)	次のいずれかを満たすこと。 イ 令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。 ロ 令和6年6月30日までに建築されたものであること。

特例居住用家屋に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	令和5年12月31日までに建築確認を受けているものであること。
--	---------------------------------

## 居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等である場合の適用要件

居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等については、以下の適用要件を満たす必要があります。

認定住宅等の区分	適用要件
特例認定住宅等に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	令和7年12月31日までに建築確認を受けているものであること

## 計算方法・計算式

### 住宅借入金等特別控除の控除期間および控除額の計算方法

住宅借入金等特別控除の控除額は、住宅ローン等の年末残高の合計額（住宅の取得等の対価の額または費用の額（注1、2）が住宅ローン等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その取得等の対価の額または費用の額。以下「年末残高等」といいます。）を基に、居住の用に供した年分の計算方法により算出します（100円未満の端数金額は切り捨てます。）。

（注1）住宅の取得等に関し、補助金等（国または地方公共団体から交付される補助金または給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下同じです。）の交付を受ける場合（平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限りです。以下同じです。）には、その補助金等の額を控除します。

（注2）住宅の取得等に際して住宅取得等資金の贈与を受け、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」（措法70の2）または「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（措法70の3）（以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を適用した場合には、その適用を受けた住宅取得等資金の額を控除します。

住宅の区分	居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算（控除限度額）
認定住宅等	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年・令和5年	13年 年末残高等×0.7%（35万円）
		令和6年・令和7年	13年 年末残高等×0.7%（31.5万円）（注1）
	ZEH水準省エネ住宅	令和4年・令和5年	13年 年末残高等×0.7%（31.5万円）
		令和6年・令和7年	13年 年末残高等×0.7%（24.5万円）（注2）
	省エネ基準適合住宅	令和4年・令和5年	13年 年末残高等×0.7%（28万円）
		令和6年・令和7年	13年 年末残高等×0.7%（21万円）（注3）
その他の住宅	令和4年・令和5年	13年 年末残高等×0.7%（21万円）	
	令和6年・令和7年	0年 （注4） 年末残高等×0.7%（0万円）（注4）	

（注1）特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が35万円になります。

（注2）特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が31.5万円になります。

（注3）特例対象個人が控除を受ける場合には、控除限度額が28万円になります。

（注4）新築等のその他の住宅のうち、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものまたは令和6年6月30日までに建築されたものは、控除限度額が14万円として10年間の控除が受けられます。ただし、特例居住用家屋に該当する場合は、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものが対象となります。

## 手続き

### 申告等の方法

住宅借入金等特別控除の適用を受けるための手続は、控除を受ける最初の年分と2年目以後の年分とは異なります。

#### (1) 控除を受ける最初の年分

控除を受ける最初の年分は、必要事項を記載した確定申告書に、下記の「提出書類等」に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注1）給与所得のある方について、平成31年4月1日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付または確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となりますので、税務署等へお越しになる際には忘れずにお持ちください。

#### (2) 2年目以後

2年目以後の年分は、必要事項を記載した確定申告書に下記の「提出書類等」の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」（付表が必要な場合は付表を含みます。）のほか、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（電磁的記録印刷画面を含みます。2か所以上から交付を受けている場合は、そのすべての証明書をいいます。以下同じです。）を添付することで特別控除の適用を受けることができます。

また、給与所得者は、控除を受ける最初の年分については、上記（1）のとおり、確定申告書を提出する必要がありますが、2年目以後の年分は、年末調整でこの特別控除の適用を受けることができます。

この場合、税務署から送付される「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出する必要があります。

### 申告先等

所轄税務署または勤務先

### 提出書類等

確定申告書に次の書類を添えて提出してください。

#### 共通の提出書類

1	「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」 ※ 連帯債務がある場合は「（付表）連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」も必要です。
2	金融機関等から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（注2）
3	家屋の「登記事項証明書」などで床面積が50平方メートル以上（特例居住用家屋または特例認定住宅等の場合は、40平方メートル以上50平方メートル未満）であることを明らかにする書類
4	家屋の「工事請負契約書」または家屋の「売買契約書」の写しなどで家屋の取得対価の額を明らかにする書類
5	<土地の購入に係る住宅借入金等について控除を受ける場合> (1) 土地の「登記事項証明書」(注1)などで敷地の取得年月日を明らかにする書類 (2) 土地の売買契約書の写しなど土地の取得対価の額を明らかにする書類
6	<国または地方公共団体等から補助金等の交付を受けた場合> 市区町村からの補助金決定通知書などの補助金等の額を証する書類
7	<住宅取得等資金の贈与の特例（措法70の2、70の3）を受けた場合> 贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類の写し

（注1）マンションなどで家屋の「登記事項証明書」に敷地権の表示がある場合は、家屋の「登記事項証明書」でも差し支えありません。

（注2）敷地の購入に係る住宅借入金等が次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる書類の提出が必要になります。

(1) 家屋の新築の日前2年以内に購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるときは、次のイまたは口の別に応じてそれぞれに掲げる書類

イ 金融機関、地方公共団体または貸金業者からの借入金

家屋の登記事項証明書などで、家屋に一定の抵当権が設定されていることを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）

ロ 上記以外の借入金

家屋の登記事項証明書などで、家屋に一定の抵当権が設定されていることを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）または貸付けもしくは譲渡の条件に従って一定期間内に家屋が建築されたことをその貸付けをした者もしくはその譲渡の対価に係る債権を有する者が確認した旨を証する書類

(2) 家屋の新築の日前に3か月以内の建築条件付きで購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるとき

敷地の分譲に係る契約書の写しなどで、契約において3か月以内の建築条件が定められていることなどを明らかにする書類（上記表の3の書類により明らかにされている場合は不要です。）

(3) 家屋の新築の日前に一定期間内の建築条件付きで購入したその家屋の敷地の購入に係る住宅借入金等であるとき

敷地の分譲に係る契約書の写しなどで、契約において一定期間内の建築条件が定められていることなどを明らかにする書類（上記表の3の書類で明らかにされている場合は不要です。）

※ 「調書方式」に対応した金融機関から借入れを行い、適用申請書を提出している方は、一部の提出書類が異なります。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

(参考) 「調書方式」に対応した金融機関の一覧はこちら

## 住宅等の区分に応じた提出書類

上記の「共通の提出書類」に加えて、認定住宅等の区分に応じた書類の提出が必要となります。

認定住宅等の区分	提出書類
認定長期優良住宅	イ 都道府県または市区町村等の長期優良住宅建築等計画等の「認定通知書」の写し（※1） ※1 計画の変更の認定があった場合には「変更認定通知書」の写し、認定計画実施者の地位の承継があった場合には「認定通知書（または「変更認定通知書）」および「承認通知書」の写し ※2 「認定通知書」の区分が既存である場合は、下記口の書類は不要となります。 ロ 市区町村の「住宅用家屋証明書」 (注1)（認定長期優良住宅に該当する旨などの記載があるもの）もしくはその写し、または建築士等（※）が発行した「認定長期優良住宅建築証明書」
認定低炭素住宅	低炭素建築物 イ 都道府県または市区町村等の低炭素建築物新築等計画の「認定通知書」の写し ※ 計画の変更の認定があった場合には「変更認定通知書」の写し ロ 市区町村の「住宅用家屋証明書」(注1)（認定低炭素住宅に該当する旨などの記載があるもの）もしくはその写し、または建築士等（※）が発行した「認定低炭素住宅建築証明書」
	低炭素建築物とみなされる特定建築物 市区町村の「住宅用家屋証明書（特定建築物用）」(注2)
ZEH水準省エネ住宅	建築士等（※）が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」（注3）または登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」の写し (断熱等性能等級に係る評価が等級5以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であるもの)
省エネ基準適合住宅	建築士等（※）が発行した「住宅省エネルギー性能証明書」（注3）または登録住宅性能評価機関の「建設住宅性能評価書」の写し (断熱等性能等級に係る評価が等級4以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上であるもの)

※「建築士等」とは、一級建築士、二級建築士または木造建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関および住宅瑕疵担保責任保険法人をいいます。

(注1) 「住宅用家屋証明書」については、昭和59年5月22日付建設省通知（「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」）で様式が定められており、措法41①および二の規定する認定長期優

良住宅および低炭素建築物の添付資料のほか、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74）や認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法74の2）の適用を受ける場合の添付書類としても使用されています。

（注2）「住宅用家屋証明書（特定建築物用）」については、平成25年8月8日付国交省通知（「認定集約都市開発事業により特定建築物を整備した場合の住宅ローン税額控除の特例に係る市町村長の証明事務の実施について」）で様式が定められており、措法41⑩二に規定する低炭素住宅とみなされる特定建築物の添付書類としても使用されています。

（注3）「住宅省エネルギー性能証明書」については、令和4年3月31日国交省告示第455号で様式が定められており、措法41⑩三および四に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）およびエネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）の添付書類としても使用されています。

（注4）居住年が令和6年または令和7年で認定住宅等の新築等をし、「特例対象個人」に該当する場合で、その要件の対象となる配偶者または扶養親族の全てが非居住者であるときは、配偶者に係る親族関係書類またはいずれかの扶養親族に係る親族関係書類および送金関係書類を提出する必要があります。ただし、給与等（公的年金等）の源泉徴収や年末調整の際に提出し、または提示した書類については、提出不要です。

<参考> 「ZEH水準省エネ住宅」および「省エネ基準適合住宅」の添付書類の取得時期等（新築住宅）

居住の用に供した日	提出書類	
	住宅省エネルギー性能証明書	建設住宅性能評価書
令和4年1月1日 ～令和5年3月31日	令和5年4月1日前に証明のための家屋の調査が終了したもの	令和5年4月1日前に評価されたもの
令和5年4月1日 ～令和7年12月31日	家屋の取得の日前に証明のための家屋の調査が終了したもの	家屋の取得の日前に評価されたもの

### 居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の場合の提出書類

居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅については、以下の書類の提出も必要になります。

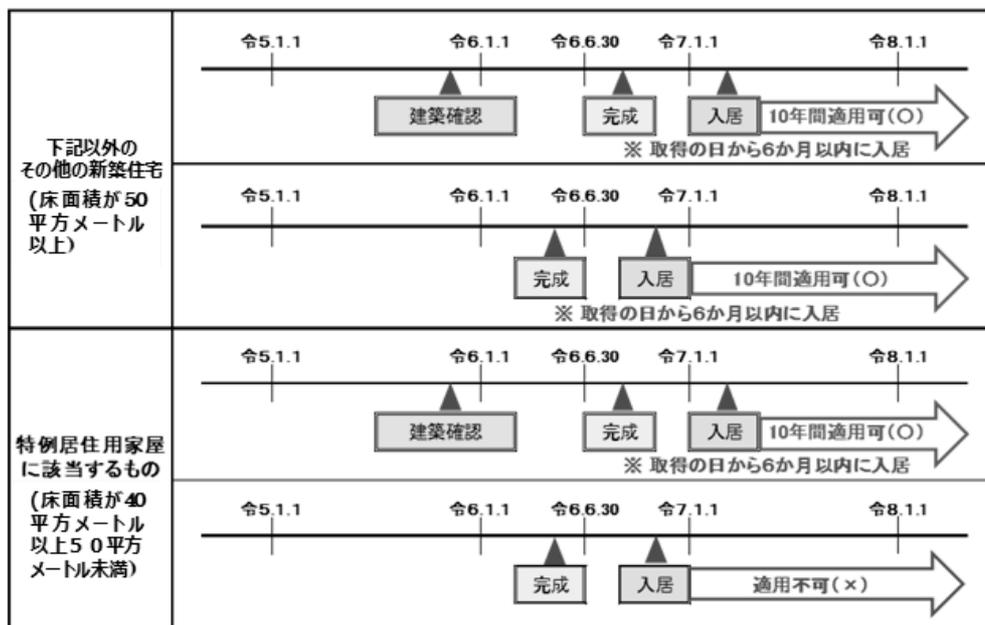
その他の住宅の区分	提出書類
下記以外のその他の住宅 (床面積が50平方メートル以上)	次に掲げるいずれかの書類 イ 建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し（令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。） ロ 家屋の登記事項証明書（その家屋が令和6年6月30日以前に建築されたことを証するものに限る。）
特例居住用家屋に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し (令和5年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。)

### 居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等である場合の提出書類

居住年が令和6年または令和7年である場合の特例認定住宅等の新築等については、以下の書類の提出も必要になります。

認定住宅等の区分	提出書類
特例認定住宅等に該当するもの (床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満)	建築基準法に規定する確認済証の写しまたは検査済証の写し (令和7年12月31日以前に建築確認を受けたことを証するものに限ります。)

<参考> 居住年が令和6年または令和7年である場合のその他の住宅の住宅ローン控除のイメージ



## 登記事項証明書について

<登記事項証明書の添付省略について>

土地・建物の登記事項証明書については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」への不動産番号の記載または「登記事項証明書」の写しの添付に代えることができます。

## 注意事項

給与所得者の2年目以後の住宅借入金等特別控除の適用を含む令和2年分以後の年末調整手続については、電子化に向けた施策を実施しています。詳しくは「[年末調整手続の電子化に向けた取組について](#)」をご覧ください。

## 根拠法令等

措法41、41の2、41の2の2、措令26、26の2、措規18の21、18の23、措通41-10~12、41-23、震災特例法13、13の2、平28改正法附則76、平29改正法附則55、令4改正附則34

## 関連リンク

### ◆パンフレット・手引き

・ [確定申告書等の様式・手引き等](#)

### ◆各種様式

・ [申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧 \(申告所得税\)](#)

・ [\(特定増改築等\)住宅借入金等特別控除額の計算明細書](#)

### ◆確定申告書等作成コーナー

画面の案内に沿って金額等を入力することによりご自宅等で確定申告書等の作成・提出ができます。

必要な付表や明細書も、入力することで自動的に作成されます。

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [情報公開](#) / [申告書等の情報の取得について](#)

## 申告書等の情報の取得について

税務署に提出した申告書等の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく開示請求によることなく、次の方法により、表示・印刷・閲覧することができます。

### スマートフォンやパソコンに保存したデータから印刷する方法

所得税等の確定申告書等をスマートフォンやパソコンで作成し、ご自身の端末に申告書等のデータを保存している場合、そのデータから申告書等を表示・印刷・閲覧することができます。

[スマートフォンに保存したデータから印刷する方法\(PDF/1,478KB\)](#)

[パソコンに保存したデータから印刷する方法\(PDF/1,206KB\)](#)

### e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードする方法

e-Taxにより確定申告書等を提出している場合には、スマートフォンやタブレット、パソコンからe-Taxソフト(WEB版)にログインすることで、メッセージボックスの確定申告書等を提出した際の受信通知から、申告書等のPDFファイルをダウンロードすることができます（手数料はかかりません。）。

なお、メッセージボックスの受信通知を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要になります。

詳しい操作方法は、e-Taxホームページを参照ください。

[e-Taxソフト（WEB版）で送信した申告・申請データを表示・印刷するにはどうしたらいいですか。](#)

### 「申告書等情報取得サービス」を利用して取得する方法

所得税の確定申告書等については、書面により提出している場合でも、e-Taxソフト（WEB版）にログインすることで、PDFファイルを取得できる「申告書等情報取得サービス」を提供しています（手数料はかかりません。）。

なお、申告書等情報取得サービスの利用に当たっては、マイナンバーカードが必要となります。

- 書面又はe-Taxにより提出した次の申告書等のうち、直近3年分（令和2年分以降）が対象となります。

- ① 所得税及び復興特別所得税確定（修正）申告書
- ② 青色申告決算書
- ③ 収支内訳書

- 申請からPDFファイルの取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
- PDFファイルのダウンロード可能期間は、メッセージの格納から180日以内です。
- 代理人や相続人の方はご利用いただけません。

詳しい操作方法等は、e-Taxホームページを参照ください。

[申告書等情報取得サービスについて](#)

## 申告書等情報取得サービスについてよくある質問

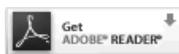
紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます！(PDF/628KB)

## 申告書等閲覧サービス

税務署では、納税者の皆様が過去の申告実績等を確認して、じ後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、御提出済みの申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。

(注) この申告書等閲覧サービスは、申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に限り実施するものですので、これ以外の目的（第三者からの申告内容の問合せに対する回答など）のためには利用することはできません。

### 申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [情報公開](#) / [申告書等の情報の取得について](#)

### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

### 刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

### 法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

### お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)

## No.6210 国外取引

[令和7年4月1日現在法令等]

### 対象税目

消費税

### 概要

国外取引や三国間貿易などの消費税の課税関係については、次のとおりです。

#### 国外取引

国外取引については、消費税は課税されません（不課税）。

国内取引か国外取引かの判定（内外判定）は、次によります。

##### イ 資産の譲渡または貸付けの場合

資産の譲渡または貸付けの場合は、一定の取引についての例外はありますが、原則として、その譲渡または貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所で国内取引かどうかを判定します。

##### ロ 役務の提供の場合

役務の提供の場合は、一定の取引についての例外はありますが、原則として、その役務の提供が行われた場所で、国内取引かどうかを判定します。

（注） 電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（電気通信利用役務の提供）については、当該役務の提供を受ける者の住所等で国内取引かどうかを判定します。

これにより、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

詳しくはコード6118「[国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係](#)」についてをご参照ください。

#### 三国間貿易

事業者が国外において購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡するいわゆる三国間貿易の場合は、国外に所在する資産の譲渡であり国外取引に該当しますので、その経理処理のいかんに関わらず課税の対象とはなりません。

## 国内および国外にわたって行われる役務の提供

例えば、国内の事業者から特定国の市場調査を請け負い、国外で市場調査を行い、日本で調査結果を分析し報告書を作成する取引は、国内および国外にわたって行われる役務の提供に該当し、国内対応部分と国外対応部分の対価が契約において合理的に区分されている場合は、その区分されているところによりますが、それぞれの対価が合理的に区分されていない場合には、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地で内外判定を行います。

### 根拠法令等

消法4、消令6、消基通5-7-1・10・15・15の2

### 関連コード

6118 [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について](#)

### お問い合わせ先

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、[税についての相談窓口](#)をご覧ください。電話相談をご利用ください。

このコンテンツはお役にたちましたか？

はい

いいえ

今後の改善のための参考とさせていただくため、アンケートを実施しています。ぜひご協力をお願いいたします。

[アンケートへ](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#) / No.6210 国外取引

#### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

#### 刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

ホーム / 法令等 / 質疑応答事例 / 所得税 / 非業務用資産を業務の用に供した場合

## 非業務用資産を業務の用に供した場合

### 【照会要旨】

平成18年10月20日に新築した自宅用の木造住宅を、令和7年2月1日から貸付けの用に供しています。  
この場合、貸付けの用に供している木造住宅の減価償却費はどのように計算するのでしょうか。

- 取得価額：30,000,000円
- 法定耐用年数：22年（旧定額法の償却率：0.046）

### 【回答要旨】

非業務用の減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の償却費の額は、その資産の取得価額（取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額）に、その資産の耐用年数に1.5を乗じて計算した年数（1年未満の端数がある場合は切り捨てます。）により旧定額法の方法で計算した金額を基に、その資産を取得した日から業務の用に供した日までの期間（1年未満の端数が生じた場合は、6か月以上は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。）に係る年数を乗じた金額を取得価額から控除した金額を未償却残額として計算します（所得税法施行令第135条）。

したがって、照会の場合の具体的な減価償却費の計算は、次のようになります。

- 非業務用期間の耐用年数  
22年×1.5＝33年（1年未満の端数切捨て）
- 非業務用期間（旧定額法による）の償却費の累積額

取得費	残存価額	耐用年数 33 年の旧定額 法の償却率	期間	
30,000,000円	－ (30,000,000円×10%)	× 0.031	× 18年	＝ 15,066,000円

(注)

- 非業務用期間は18年3か月と12日となりますが、6か月未満の端数は切り捨てますので、18年となります。
- 平成19年度税制改正において、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、減価償却費の計算における「償却可能限度額」及び「残存価額」が廃止され、また、法定の償却方法は定額法とされましたが、非業務用資産の減価の額の計算は、旧定額法によることに留意してください（所得税法施行令第85条、第120条の2）。
- 非業務用資産の減価の額に係る計算においては、所得税法施行令第134条第2項《減価償却費の償却累積額による償却費の特例》の適用はないことに留意してください。また、減価の額の累積額が取得価額の95%に相当する金額に達した非業務用資産を業務の用に供した場合、平成20年分以後の所得税から所得税法施行令第134条第2項の規定に従い、減価償却費を計算することになります（平成19年政令第82号改正附則第12条）。

- 業務開始の時の未償却残額  
30,000,000円－15,066,000円＝14,934,000円

(4) 令和7年分の減価償却費の計算（旧定額法）

$$\{30,000,000円 - (30,000,000円 \times 10\%)\} \times 0.046 \times 11/12 = 1,138,500円$$

（未償却残額13,795,500円）

（注）平成10年3月31日以前に取得した建物については、その償却方法は、旧定額法と旧定率法の選択が認められますが、照会の場合は、平成10年4月1日以後平成19年3月31日以前に取得していますので旧定額法によることになります。なお、平成19年4月1日以後に取得した建物については定額法によることになります。

## 【関係法令通達】

所得税法第49条、所得税法施行令第85条、第135条、第120条の2、平成19年政令第82号改正附則第12条

### 注記

令和7年8月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [所得税](#) / [非業務用資産を業務の用に供した場合](#)

### 税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

### 刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

### 法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

### お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)